



©Studio Ghibli

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。



ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.htm>

毎月1・15日発行

世帯と人口

27.8.1 現在

世帯数 57,885 (11増) 男 58,403 (20増)

人口 117,898 (65増) 女 59,495 (45増)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。( )内は前月比

主な内容

◆お知らせ

パブリックコメント募集、小規模保育施設開設準備中、小金井 宮地楽器ホール練習室・和室のインターネット予約を開始 ほか…3~5・12面

◆福祉のひろば

9月に受給者証が更新、東京都シルバーパスの新、東京都シルバーパスの一斉更新用臨時窓口を開設 ほか…6面

◆健康ガイド

20代からの理想のカラダづくり講座、胃がん検診・肺がん検診、成人歯科健康診査 ほか…7面

◆催し

第67回市民体育祭、陶芸入門教室、循環型社会体験教室、第10回平和講演会 ほか…9~12面

# 平成28年1月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まります

## 【マイナンバー制度について】

マイナンバー制度は、行政手続を迅速・正確・適正に行うことで、皆さんの利便性を高め、行政を効率化し、公平・公正な社会を実現するための仕組みです。

個人番号(マイナンバー)の利用が開始されると、市民の皆さんにおいては、市役所窓口で提出する書類のうち一部の添付書類が不要になるなど、手続きが簡素化されます。また、税の申告や健康保険の加入手続などにマイナンバーの記載が必要になりますので、行政手続だけでなく、勤め先でもマイナンバーの提示が必要になります。

行政においては、「所得」や「福祉サービス等の受給状況」などを正確に把握しやすくなり、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。

## 【マイナンバーとは】



10月から、住民票を有する全ての方に通知される1人に1つの番号(12桁)です。地方公共団体や国の行政機関等の複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを確認し、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するための社会基盤になるものです。マイナンバーは、漏えいにより不正に使われるおそれがある場合を除いて、生涯変更されませんので、取り扱いにはご注意ください。

また、企業などの法人にも13桁の法人番号が付番されます。マイナンバーとは異なり、法人番号は公開され、官民を問わずさまざまな用途で活用されます。1つの法人などに1つの法人番号が付番され、営業所、事業所単位に付番されるものではありません。なお、個人事業主には付番されません。

## 【マイナンバー制度のメリット】

現在、住民票コードや基礎年金番号、介護保険の被保険者番号のように、行政機関が個人を特定するための番号は複数存在しています。このため、異なる分野や機関の間で横断的に個人を特定するのは容易なことではありません。

これを1つの番号に統一することで、行政手続が効率化され、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会の実現が期待されています。

## 【マイナンバーが必要になる主な行政手続】

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の中で、法律で定められた行政手続でのみ利用します。

社会保障	年金分野	年金の資格取得や確認、給付など
	労働分野	雇用保険の資格取得や確認、給付 ハローワークの事務 など
	福祉・医療・その他分野	医療保険等の保険料徴収 福祉分野の給付 低所得者対策の事務 など
	税	税務当局に提出する確定申告書、源泉徴収などの事務 税務当局の内部事務 など
	災害対策	被災者台帳の作成事務 被災者生活再建支援金の支給 など

※ このほか、社会保障・地方税・災害対策分野に関する事務やこれらに類する事務で、自治体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## 【今後の主なスケジュール】

平成27年  
10月以降順次

### 通知カード送付

10月以降に、全市民へ個人番号を通知する「通知カード」等を、世帯ごとに簡易書留で郵送します。



- 送付書類 ▷ 通知カード
- ▷ 個人番号カード交付申請書(返信用封筒付き)
- ▷ マイナンバーの説明書類



平成28年  
1月以降

### 個人番号カード交付開始

希望者に「個人番号カード」を交付します。

#### 個人番号カードの申請方法

個人番号カードの交付を希望する方は、必要事項を記入のうえ、通知カードとともに送付される申請書に顔写真を貼付し、同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

#### 個人番号カードの受け取り

個人番号カードは平成28年1月以降、申請者ご本人に対し市民課窓口にて交付します。受け取りには、「通知カード」・「申請後に送られる交付通知書(はがき)」・「運転免許証などの本人確認書類」の3点が必要です。

※ 住民基本台帳カードをお持ちの方は、市で回収します。

平成29年  
1月~

### 国の行政機関間での情報連携開始 マイナポータル運用開始

国の行政機関間でマイナンバーを利用した情報連携が開始されます。

また、自身の個人情報が行政の機関において、どのようにやりとりされたかを自宅のパソコンなどから確認できる「マイナポータル(情報提供等記録開示システム)」の稼働が開始される予定です。

#### マイナポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自己情報表示

プッシュ型サービス

ワンストップサービス

自分の※特定個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのを確認する機能

行政機関などが持っている自分の※特定個人情報について確認する機能

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能

※特定個人情報=マイナンバーを含む個人情報



平成29年  
7月~

### 地方公共団体および国の行政機関間で情報連携開始

全国的なネットワーク連携が本格運用されます。

2面へ続く